

15 天候不良時の登校等について

- 1 平常開校日における天候不良時の登校等については、次のようにする。
 - (1) 午後3時の時点で、新居浜市に**特別警報・大雨警報・暴風警報・洪水警報・大雪警報・暴風雪警報**のいずれか一つが出ていれば自宅待機とする。その後、**午後5時**までに解除されたら安全に十分注意して登校する。**午後5時**までに解除されない場合は、臨時休校とする。
 - (2) 新居浜市以外の生徒は、居住市に上記の警報が出ている場合は、新居浜市の状況いかにかわらず、自宅待機とする。ただし、居住市の警報が**午後5時**までに解除され、新居浜市に警報が出ていない場合は登校する。
 - (3) 登校開始の時点で警報が出ていない場合でも、台風等の状況により、警報になりそうな場合には、保護者の判断により自宅待機をしてもよい。
(この場合は保護者から担任に電話連絡をお願いします。)
 - (4) その他の理由で危険があると保護者が判断した場合は、自宅待機をしてもよい。
 - (5) (この場合は保護者から担任に電話連絡をお願いします。)
- 2 長期休暇中の部活動については、午後3時の時点で、新居浜市に**特別警報・大雨警報・暴風警報・洪水警報・大雪警報・暴風雪警報**のいずれか一つが出ていれば、中止とする。
- 3 JR通学生等の公共交通機関運休時の登校については次のようにする。

JR通学生等の公共交通機関を利用している生徒は、**午後5時**までに公共交通機関が利用できない場合は、当日は自宅学習とし、公欠扱いとする。

(この場合は保護者から担任に電話連絡をお願いします。)

なお、警報などの情報は各自テレビ等のマスメディアで確認する。学校への電話による問い合わせはしないこと。